

社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会

物品貸出利用要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、瀬戸内市社会福祉協議会（以下「社協」という。）における物品貸出利用等について必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品及び使用料)

第2条 貸出し物品は、別表に規定する物品とする

2 前項の物品の使用料は、無償とする。

(借用申請)

第3条 物品の貸出を利用する個人または団体（以下「貸出利用者」という。）は、あらかじめ借用申請を行わなければならない。

2 前項の申請は、貸出利用者が「借用申請書」に所要事項を記入し、社協会長に申請するものとする。

(貸出方法)

第4条 貸出利用者は、窓口で借用申請書を提出して貸出を受けなければならない。

(貸出利用者の範囲)

第5条 貸出利用者は、原則として市内の団体で次のとおりとする。ただし、別表に規定してある車いすについては、社協会員である個人に貸出できることとする。

- (1) 身体障害者団体
- (2) 老人クラブ
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 社協登録ボランティア団体
- (5) 自治会
- (6) ふれあいサロン
- (7) 更生保護女性会
- (8) 行政関係
- (9) 幼・小・中・高・専修学校
- (10) 社協特別会員である法人
- (11) その他社協会員である団体

2 その他社協会長が認めたもの。

(返却方法)

第6条 貸出利用者は、社協窓口に着用物品を返却しなければならない。その際、貸出利用者と社協職員の両者による物品の確認を行うものとする。

(物品の使用)

第7条 貸出利用者は、物品を他人に転貸し、または不正にしようしてはならない。

2 物品が貸出利用者本人以外によって利用され、よって障害が生じた場合その責任は貸出利用者本人に帰するものとする。

(物品の弁償)

第8条 貸出利用者が物品を紛失または破損したときは、すみやかに社協へ連絡しなければならない。

2 物品の紛失または破損があったときは、当該利用者に対し、修理にかかる費用、同一の物品またはその同等の物品を弁償させるものとする。

(貸出利用の停止)

第9条 社協は、貸出利用者がこの貸出利用要領を遵守しなかったとき、物品の貸出を停止することができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表

貸出物品一覧

車いす・ <u>ニュースポーツ用品</u> ・ <u>ウォータークーラー</u> ・高齢者疑似体験セット・白杖 各種DVD・カルタ・スクリーン・プロジェクター・コミュニケーション麻雀・テ ント・イモ焼き器・CD・ビデオ・ジェンガ・脳トレクイズ・コードリール・Wi i・

※個人への貸出は車いすのみ。貸出期間は最長2か月とする。

※下線の物品は、老人クラブ連合会の備品